

ミャンマー：税関規則と商標権の税関登録について

概略

ミャンマー計画財務省は、商標権の保護に関する税関規則（通達第 50/2023 号）（以下、「**税関規則**」）を公布、2023 年 7 月 14 日から施行の運びとなった。

同税関規則は、ミャンマー税関への商標権登録に関する要件、手続き、ならびに偽造商標が付されている侵害品が商業流通経路に入ることを阻止する差止命令について定めている。

Contact Information

Andy Leck
Principal
Singapore
andy.leck@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせは
井上 洋子
Yoko.inoue@bakermckenzie.com

背景

ミャンマーの新しい商標法は 2023 年 4 月 1 日に施行され、新商標登録制度の「グランドオープン」は 2023 年 4 月 26 日となった。

新商標法に伴い、登録商標のミャンマー税関への登録手続きを容易にするため、税関規則が発行された。

重要なポイント

(i) 登録商標のミャンマー税関への登録

商標の権利者である出願人又はその代理人は、税関長に対し、様式(1)により税関登録を申請できる。

2019 年商標法における権利者とは、「登録商標の権利を有する自然人または法人で、商標、周知商標、地理的表示、商号の所有者とみなされる者、または登録商標の譲受人もしくは使用許諾者」と定義されている。

税関登録申請書（様式(1)）に必要な事項は以下の通り。

- 商標権を有する商標を付した商品名
- 製品の説明
- H.S コード
- ミャンマー知的財産局（「MIPD」）に登録された商標の登録番号
- MIPD への商標の登録日



- MIPD への商標登録の期間

税関規則に基づき必要な情報が完全かつ正確である場合、税関は申請から 15 日以内に登録申請を受理し、登録番号を付与する。税関登録の有効期間は承認後 2 年間で、更新可能である。税関規則では、税関への登録に手数料はかからない。

MIPD への登録商標に変更があった場合には、その変更日から 3 日以内に税関に通知更新しなければならない。

税関は、登録申請者が商標法及び関税法に違反したと認める場合、登録を自ら取り消すことができる。

(ii) 差止命令

権利者は、税関登録の有無にかかわらず、侵害商標が貼付された商品がミャンマーに輸入された、輸入されようとしている、または輸入される予定であるという十分な証拠がある場合、税関に対し、商業経路への商品の自由流通を停止する差止命令を様式(5)により申請できる。申請は、ミャンマー語または英語で、直接、電子的に、または郵送で行うことができる。

申請が完全かつ正確である場合、税関は、差止命令執行のため、申請書の受領から 30 日以内に申請を受理し、その受理通知を以下に回付する。

- ヤンゴンにある全ての港
- 空港
- 空港倉庫
- OSS 検査所
- 全タウンシップ税関事務所

申請者は、差止命令申請の受理通知から 5 営業日以内に、担保金(税関が定める)を税関に提出する必要がある。

差止命令の対象となる商品の所有者は、差止命令の受理から 15 日以内に、知的財産裁判所に申請し、税関に通知できる。裁判所は、20 営業日以内に差止命令を変更、撤回または維持することができる。輸入者は、その有罪が確定した場合、侵害品の保管、処分または撤去のための費用を支払う必要がある。

差止命令申請書(様式(5))に必要な事項は以下の通り。

- 商標権で付与された商標を付した商品名
- 製品の説明
- H.S コード
- MIPD に登録された商標の登録番号
- MIPD への商標の登録日
- 差止命令の根拠
- 疑わしい商品の輸出入者に関する情報

税関は、自己の責任において実施した調査に基づき、侵害商標を付した商品に対して差止命令を発することもできる。

(v) その他

本規則は以下の商品には適用されない。



- 欠格品 / De-minimis Goods
- 積替貨物 / Transhipment Cargo
- 転送貨物 / Reshipment Cargo
- 留置貨物 / Retention Cargo
- 通過貿易貨物 / Transit Trade Cargo
- 緊急事態のために政府が輸入する貨物

所定様式について

Forms 様式	Description 説明
Form 1 様式 1	Application for recordation 登録申請書
Form 2 様式 2	Notice on acceptance of the application for recordation 登録申請受理通知書
Form 3 様式 3	Notice on rejection of the application for recordation 登録申請却下通知書
Form 4 様式 4	Application for renewal of recordation 登録更新申請書
Form 5 様式 5	Application for suspension order 差止命令申請書
Form 6 様式 6	Notice on acceptance of the application for suspension order 差止命令申請受理通知書
Form 7 様式 7	Notice on rejection of the application for suspension order 差止命令申請却下通知書
Form 8 様式 8	Suspension order 差止命令

コメント

現時点では、(2019年商標法に基づく)MIPDへの出願商標はすべて登録に至っておらず、商標登録は最速でも1年後となる可能性が高い。

当面、税関は、2018年登録法に基づき証書登録局に登録された商標所有権宣言書などの裏付け証拠とともに、係属中の出願を検討すると思われる。
